

病院でもらった領収書は なにに使うの？

病院や薬局からもらった領収書は、医療費控除を受けるのに使用することができます！
医療費控除を受けるためには**確定申告が必要です**。
会社員やアルバイト・パートで働く方も、医療費控除を受けるには
自身で確定申告をしなければなりません。

医療費控除とは、

1月1日～12月31日で支払った医療費が10万円以上
(総所得金額が200万円未満の方は総所得金額×5%)
だった場合に受けることのできる所得控除のことです。

医療費控除を受けることによって、「課税所得」を減らすことができます。



✓ 医療費控除の適用条件

- 納税者または納税者と生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費であること
- その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること

✓ 医療費控除の対象となる費用

治療を目的とした病院での診療/治療/入院(部屋代・食事代を含む)費や
医師が必要と判断した薬や医療器具などが対象となります。

治療を目的とした通院の交通費も対象です。(基本的には公共交通機関のみ)

美容目的や健康診断・人間ドックなど健康増進が目的のものは含みませんが、**健康診断**
や**人間ドックの結果により治療を開始した場合には**、控除の対象として認められます。

病院や薬局でもらった領収書は医療控除を受けるための確定申告の際に必要となります。
税務署へ提出する必要はありませんが、**5年間の保管**が義務づけられています。

申請方法や計算方法等についてのお問い合わせは国税庁のホームページでご確認いただくか、
お近くの税務署にお問い合わせください。